市民社会組織の代表者や学識経験者、

多久市まちづくり基本条例 策定市民会議を開催しています

■問い合わせ

総合政策課 企画係

☎75-2116

「まちづくり基本条例」は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則 を定めた条例で「自治体の憲法」とも言われます。市では、まちづくり を推進する方向性や市民・行政の役割、協働の体制を学習し、理解を深 めながら、基本条例素案の提言を行う市民会議を開催しています。



づくり基本条例の学習・講演会を 意見交換も行っています。会議 容は多久市ホームページでご覧 いただけます。

8月には最終報告書(多久市まちづくり基本 います。市民会議は傍聴することができます。 条例素案)を市長に提言いただくようにして なさんのご意見を伺う講演会を行う予定です。 を開催し、これまで5回の会議を行いました。 まちづくり基本条例策定市民会議 による市民の方々で構成する、(仮称)多久市 月には中間報告として取りまとめ、市民のみ 会長 委員21人)を発足し、11月18日に第1回 今後も継続して市民会議を開催します。3 (田中豊治

就学援助制度のご案内

郵送あるいは調査員により配布された調査票に記入し、提出をお願いします。

平成24年経済センサスー活動調査にご協力ください

事業所のみなさんへ

商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料と

して利活用されます。

■問い合わせ

総合政策課

企画

係

23 75

経済センサスキャラクター

調査です。

調査の結果は、

国の各種行政施策や地域の産業振興

全国すべての企業・事業所を対象にし

経済センサスー活動調査は、

教育委員会 学校教育課 ■問い合わせ **☎**75−2227

経済的な理由により就学が困難と認められる児童・ 生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などを 援助します。

申請方法

委員会にて認定されます。 た各小・中学校でも相談できます。 より認定されない場合もあります。 教育委員会学校教育課で申請を受付けています。

援助項目

用品費、修学旅行費、 学用品費、 通学用品費、 宿泊訓練費など。 給食費、 ただし収入や資産状況等に 新入学児童生徒学 申請後に定例教育 ま

農事窓口相談会を開きます

農業委員会事務局 ■問い合わせ **☎**75−4831

農地の権利(売買・賃借権・相続・贈与など)全般、 農地の転用にかかわる問題、改正農地法に関する相談、 農業者年金などの相談を、地区担当の農業委員が対応 します。お気軽にご相談ください。

農事窓口相談会日程

月日	受付時間	会場
2月7日(火)	9:30~11:00	JA 南多久支所
	13:30~15:00	JA 多久支所
2月8日(水)	9:30~11:00	JA 西多久支所
	13:30~15:00	多久市役所 2 階小会議室
2月9日(木)	9:30~11:00	JA 東多久支所

・援助の対象

困窮していると認められる世帯の方。 生活保護法に規定される要保護世帯に準ずる程度に